

令和7年第9回霧島市農業委員会定例会総会					
日 時	令和7年9月30日(火) 14時10分				
出席農業委員 (17名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 瞳夫 (会長)				
欠席委員 (2名)	12番 竹ノ内 裕子 16番 東鶴 昭雄				
事務局 振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主査 森重 主査 堀之内 主任主事 船盛 主任主事 富田 主事補 野田				
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について				

開会 午後14時10分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	それでは令和7年第9回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は17名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行いますが、議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は17番委員と18番委員の両名を指名いたし

	ます。よろしくお願いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農地利用変更届」について議題とします。当委員会に対し、農地利用変更届が1件提出されておりますので審議を求めます。調査員の報告を求めます。 国分1を3番委員
3番委員	1号1番。届出地は特攻碑公園の北東に位置し、現況は実行済みである。利用変更目的は農業用倉庫用地にするものである。利用変更内容は農業用倉庫用地にするものであり既に実行済みである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由で当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	只今の報告に、ご意見、ご質疑等はございますか。 〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お詫びいたします。議案第1号「農地利用変更」につきましては受理することに賛成の方の挙手を求めます。 〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定しました。

△ 議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題といたします。農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定するため審議を求めます。今月は所有権移転3件、中間管理権設定31件について、市長から意見を求められています。 また、農地法第18条第6項の解約通知が12件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されており、事務局へ一括報告を求めます。 事務局。
事務局	議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、19ページ12番、20ページ13番の2件3筆7,489m <sup>2</sup> を除く農地中間管理事業の推進に関する法律の所有権移転3件、筆数30筆、面積32,403m <sup>2</sup> 。利用権設定29件、筆数58筆、面積125,419m <sup>2</sup> について現地調査及び協議された結果、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。なお、19ページ12番、20ページ13番については、9月20日の溝辺、横川、牧園、霧島地区の推進会において、借人である※※さんについて、現在貸借契約がなされている農地が、中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率要件に抵触するのではないかとの意見が出され、総会で再度審議いただくこととなりましたので、担当委員の説明、報告をお願いいたします。
議長（会長）	担当委員9番委員。
9番委員	只今の件について報告いたします。当該農地は推進会時点では耕作されずに雑草が繁茂している状況でありましたが、現地調査を実施したところ現在は除草が行われ保全管理がなされています。担当推進委員とも協議しましたが、要件を満たしており、本案件は承認すべき案件であると思われます。
議長（会長）	担当委員からの報告が終わりました。この報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。</p> <p>当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が15件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、国分3につきましては、議事参与の制限対象となりますので、別途審議することといたします。</p> <p>それでは調査員の報告を求めます。まず、福山1を11番委員。</p>
11番委員	3号1番。申請地は福地地区公民館の北東及び南東に位置し、現況は田である。申請地※※番は※※さんが令和9年12月まで使用収益権を設定しているが、合意解約書が同時に提出されている。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作及び養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2、4を3番委員。
3番委員	<p>3号2番。申請地は国分南中学校の1枚は南西、もう1枚は南に位置し、現況はどちらも田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号4番。申請地は新原公民館の1枚は東に、1枚は南東に位置し、現況はどちらも畠である。申請土地には※※さんが令和15年7月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、国分5を18番委員。
18番委員	3号5番。申請地は2筆あり、川原小学校の南西と北東にそれぞれ位置し、現況は※※番※※が田で、※※番※※が保全管理地である。申請地の※※番※※には所有権以外の使用収益権は設定されていない。※※番※※には※※さんが令和10年2月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人6、7を5番委員。
5番委員	3号6番。申請地は竹子小学校の北西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和9年6月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されてい

	<p>る。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号7番。申請地は栗下公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく、隼人8を13番委員。
13番委員	3号8番。申請地は新川橋の南西に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺9を1番委員。
1番委員	3号9番。申請地は寺蔵公民館の南西に位置し、現況は梅畠である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園10を6番委員。
6番委員	3号10番。申請地は古屋志公民館の南東に位置し、現況は畠である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島11を4番委員。
4番委員	3号11番。申請地は霧島中学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山12、13を15番委員、併せて福山14、15を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	<p>3号12番。申請地は福地地区コミュニティセンターの北東に位置し、現況は畠である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>3号13番。申請地は福地地区コミュニティセンターの北東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p>

	3号14番。申請地は中茶屋公園の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。
	3号15番。申請地は比曾木野地区公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
18番委員	3号10番について確認をさせてほしい。
議長（会長）	18番委員。
18番委員	写真で見る限り半分程度雑木林に見えるが、その状況について説明を加えてほしい。
議長（会長）	6番委員。
6番委員	写真で畑に見える部分はネギ等を栽培しておいでで、奥の方には栗の木が植えてあるのですが、宅地にかかってくるので、後切って畑として活用しようとするための所有権移転であると聞取調査を行っております。
議長（会長）	18番委員よろしいですか。
18番委員	3条申請であるので確認しました。ありがとうございました。
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、国分3を除く本議案について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって、国分3を除く案件について許可とすることに決定しました。次に、国分3を審議いたしますので、17番委員は退席をお願いします。
	[17番委員退席]
議長（会長）	それでは、調査委員の報告を求めます。 国分3を3番委員。
3番委員	3号3番。申請地は国分南小学校の北に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。ご意見、ご質疑等はございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきまして、国分3について許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって、許可することに決定しました。17番委員の退席を解きます。着席をお願いします。

	〔17番委員着席〕
議長（会長）	17番委員に報告いたします。国分3については、許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条事業計画変更承認申請が1件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。隼人1を5番委員。
5番委員	4号1番。申出地は隼人公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は宅地分譲4区画から宅地分譲3区画に変更するものである。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周辺農地の用排水は確保されている。周辺に農地がないため特に問題ないと思われる。家庭用排水は下水道に流す計画のため問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較し同程度であり、また、その必要性、確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」については、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定しました。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が7件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、牧園1を7番委員。
7番委員	5号1番。申請地は中野公民館の北に位置し、現況は実行済みである。なお、平成5年及び平成21年頃に造成、建築してしまったと始末書が添付されている。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、農業用倉庫2棟及び農業用機械置場にするものであり、計画も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2を17番委員。
17番委員	5号2番。申請地は川内地区コミュニティセンターの北東に位置し、現況は車庫、物置、鶏小屋、農機具置場、駐車場である。なお、平成10年11月頃現況のとおりにしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は車庫、物置、鶏小屋、農機具置場、駐車場にするもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人3から5を12番委員に代わり13番委員。
13番委員	5号3番。申請地は霧島市隼人総合福祉センターの北東に位置し、現況は山林である。なお、平成25年2月頃植林し、山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第

	<p>2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするもので、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号4番。申請地は霧島市隼人総合福祉センターの北に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で宅地にしてしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張、農家住宅、物置、カーポートを建築するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号5番。申請地は霧島市隼人総合福祉センターの北東に位置し、現況は山林である。なお、令和4年10月頃植林し、山林にしてしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、既に植林済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	次に、牧園6、7を8番委員。
8番委員	<p>5号6番。申請地はユピテルアリーナ霧島の北西に位置し、現況は実行済みである。なお、令和4年8月頃造成、建築してしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は牛舎、放牧場、通路を建築するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号7番。申請地は持松4区公民館の東に位置し、現況は実行済みである。なお、年月日不詳で、造成、建築してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は農業用倉庫、農業用機械置場、通路を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長(会長)	只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長(会長)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長(会長)	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたします。
	つきましては、10月6日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件については、意見聴取することといたします。

#### △ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(会長)	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されておりますので、この
--------	--

	処分について審議を求める。調査委員の報告を求める。 まず、隼人1を7番委員。
7番委員	6号1番。申請地は清水公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地の73.53m <sup>2</sup> を一体利用するもので、また、その同意は得られている。全体計画面積は832.53m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分2、3を3番委員。
3番委員	6号2番。申請地は舞鶴中学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 6号3番。申請地は湊地区コミュニティ広場の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人4から6を5番委員。
5番委員	6号4番。申請地は日当山駅の南東に位置し、現況は不耕作地である。なお、今回の申請に当たって合意解約申請が提出されています。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。 6号5番。申請地は山野公民館の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、仮設資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。なお、一時転用期間は令和7年10月15日から令和8年4月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画であるため妥当であると思われる。 6号6番。申請地は姫城公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく隼人7から10を13番委員。
13番委員	6号7番。申請地は里上公民館の西に位置し、現況は畠である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用

	<p>はやむをえないと思われる。</p> <p>6号8番。申請地は里上公民館の西に位置し、現況は畠である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号9番。申請地は市営小浜団地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>6号10番。申請地は新川公園の南に位置し、現況は畠である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地593.58m<sup>2</sup>を一体利用するもので、全体計画面積は975.58m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長（会長）	<p>ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>[全員挙手]</p>
議長（会長）	<p>全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。</p> <p>つきましては、10月6日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取することといたします。</p> <p>以上で、令和7年第9回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はございませんか。</p> <p>[「なし」との声あり]</p>
議長（会長）	<p>それではないようですので、令和7年第9回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p>
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後15時00分